

住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金等 基幹事業)

平成30年6月に発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、ブロック塀対策を緊急的かつ強力に支援するため、平成30年度2次補正予算において基幹事業として制度化。

【交付対象事業】

地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画で位置付けた避難路（通学路を含む）沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等

【交付対象地域】

ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知（パンフレット等の資料配布や広報誌への掲載等）を実施している地域

【交付率】

耐震診断 国1/3、地方1/3、民間1/3

除却、改修等 国1/3、地方1/3、民間1/3

※一定の条件を満たすブロック塀等について地方公共団体が耐震診断を義務付けた場合、耐震診断は国1/2、地方1/2、除却、改修等は国2/5、地方2/5、民間1/5

【交付対象限度額】

80,000円/m（耐震診断、除却、改修等の事業費総額）

併せて、行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路の安全点検等、地域の安全確保のための先進的な取組への支援を行う「地域の安全確保のためのモデル事業」（平成30年第二次補正予算～令和2年度）を実施。国土交通省ホームページでこれらの取組を公開し横展開。